



信書便事業の現状について

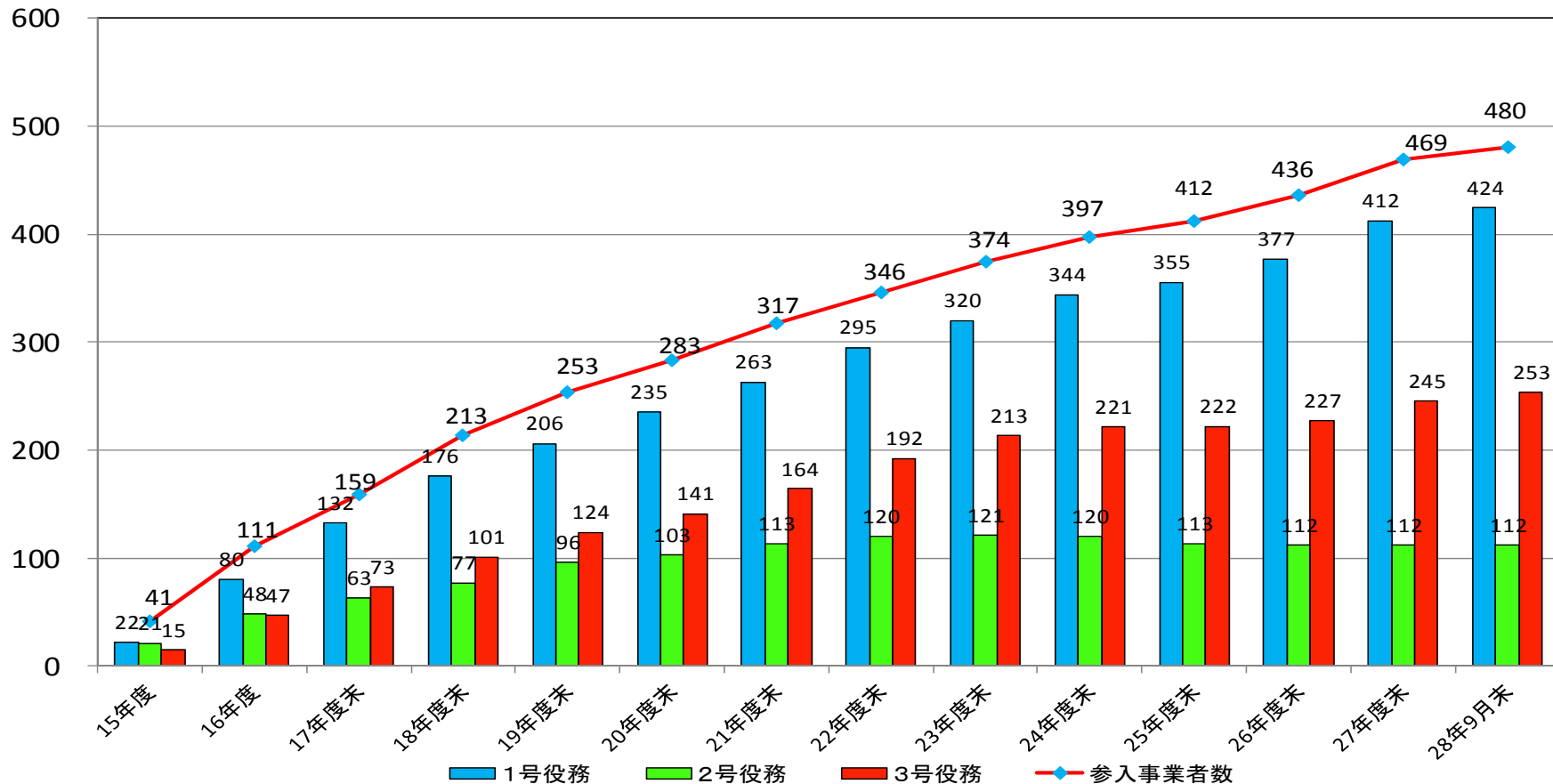
平成28年10月27日
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

1 業界の概況

- 特定信書便事業への参入は平成28年9月末時点で480者。1年平均で約36者が新規に参入。
- 平成27年度の引受信書便物は約1,563万通で、対前年度比1.1倍(約202万通)の増加
- 平成27年度の信書便事業の売上高は約146億円で、対前年度比1.1倍(約18億円)の増加。

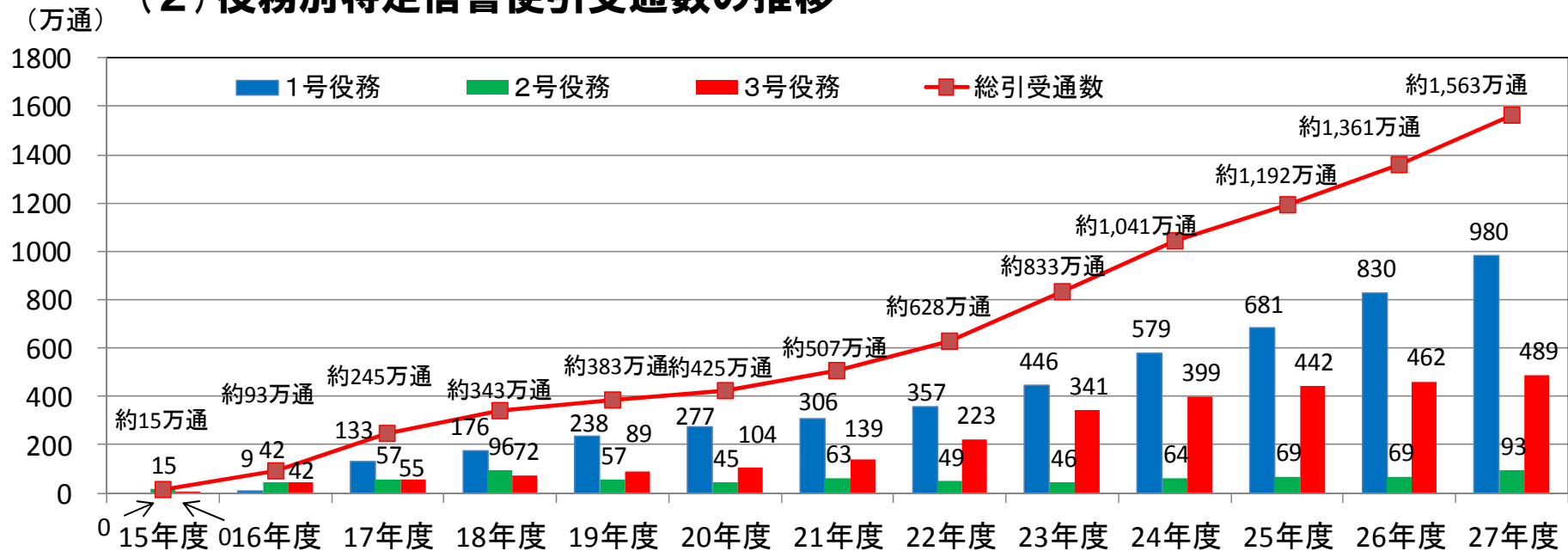
(1) 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移

(事業者数)

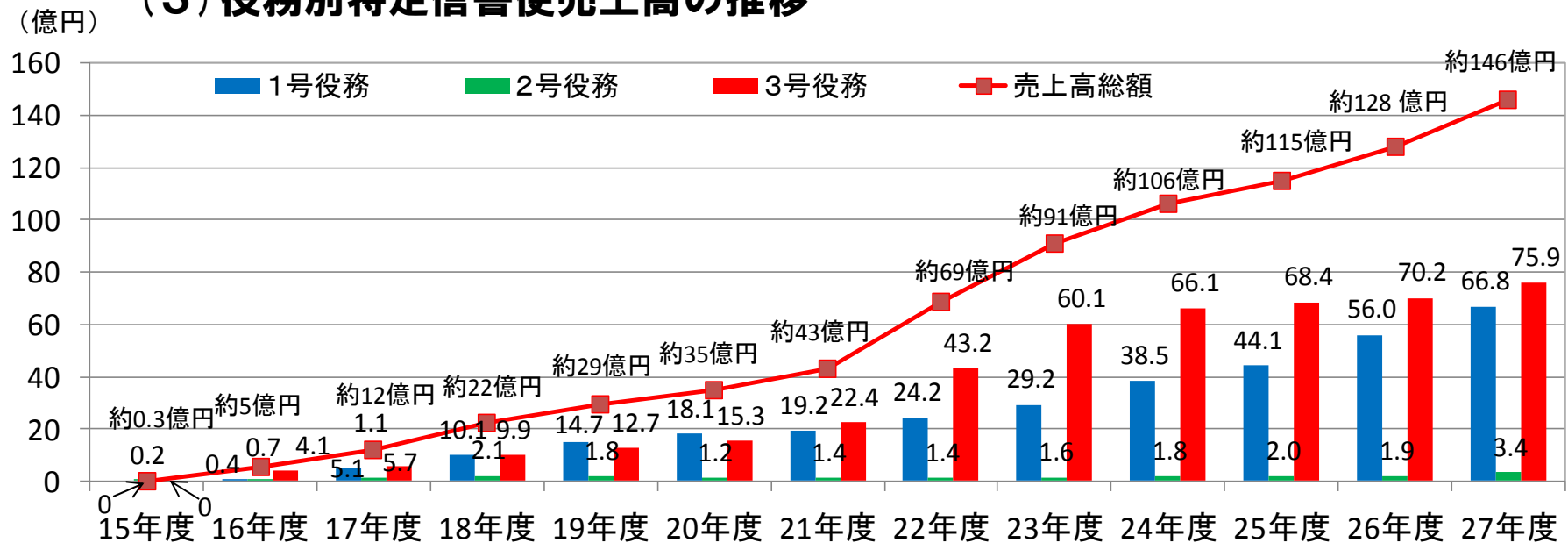


※複数役務に参入する事業者がいるため、役務別提供者数の合計と特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

(2) 役務別特定信書便引受通数の推移



(3) 役務別特定信書便売上高の推移



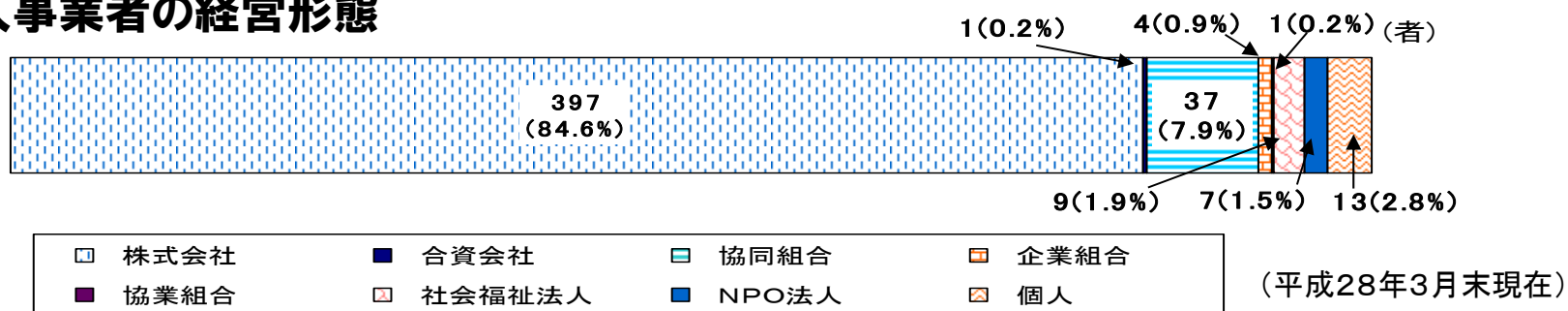
2. サービス提供主体

- 信書便事業では、中堅・中小企業も活躍
- 全国展開型の事業者と地域限定型の事業者があるが、地域→全国の傾向もあり。
- 多様な業界からの参入が特徴

(1) 参入事業者の経営形態

- 会社形態(株式会社及び合資会社)をとっている者が398者で、全体の84.8%を占める。
会社形態以外の法人では、協同組合形態が37者(7.9%)(主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入)、社会福祉法人が9者(1.9%)、NPO法人が7者(1.5%)等となっている。また、個人では13者(2.8%)が参入している(平成27年度末現在)。
- 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、85.2%(339社)が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の69.3%(276社)を占める(平成27年度末現在)。

参入事業者の経営形態



参入事業者(会社形態のもの)の資本金規模

資本金	~1千万円未満	~1億円未満	~10億円未満	10億円以上	合計
会社数	63 (15.8%)	276 (69.3%)	46 (11.6%)	13 (3.3%)	398 (100%)

(平成28年3月末現在)

(2) 多様な業界からの参入

- 平成28年9月末の参入事業者480者が行う主たる事業を見ると、貨物運送業が367者と大多数を占め、次いで警備業30者、障がい者福祉事業12者、ビルメンテナンス業12者の順。信書便事業に特化しているのは1者のみとなっている。

[主要業種別・参入事業者内訳]

平成28年9月末現在

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	367	不動産業	3
警備業	30	印刷業	2
障がい者福祉事業	12	鉄鋼業	1
ビルメンテナンス業	12	信書送達業	1
電気通信サービス業	6	港湾運送業	1
廃棄物処理業	5	建設業(造園工事)	1
旅客運送業	5	その他卸売・小売業	6
情報サービス業	3	その他サービス業	25
計			480

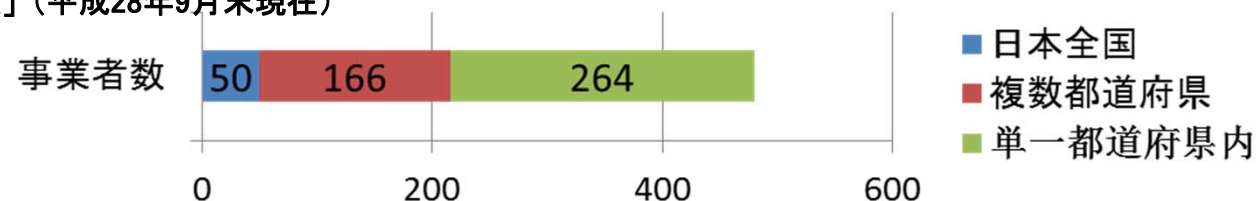
(3) 地域別参入状況

○ 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく事業者が参入している。特定信書便事業者の参入のない県は山梨と高知の2県のみ。

[本社所在地別事業者数] (平成28年9月末現在)

都道府県	参入数	都道府県	参入数	都道府県	参入数	都道府県	参入数
北海道	17	東京	102	滋賀	3	香川	4
青森	3	神奈川	27	京都	9	愛媛	7
岩手	2	山梨	0	大阪	53	高知	0
宮城	3	新潟	5	兵庫	15	福岡	26
秋田	3	長野	5	奈良	3	佐賀	12
山形	2	富山	6	和歌山	2	長崎	9
福島	3	石川	6	鳥取	2	熊本	7
茨城	4	福井	6	島根	7	大分	4
栃木	1	岐阜	9	岡山	8	宮崎	3
群馬	3	静岡	13	広島	14	鹿児島	8
埼玉	12	愛知	26	山口	3	沖縄	10
千葉	5	三重	7	徳島	1	全国	480

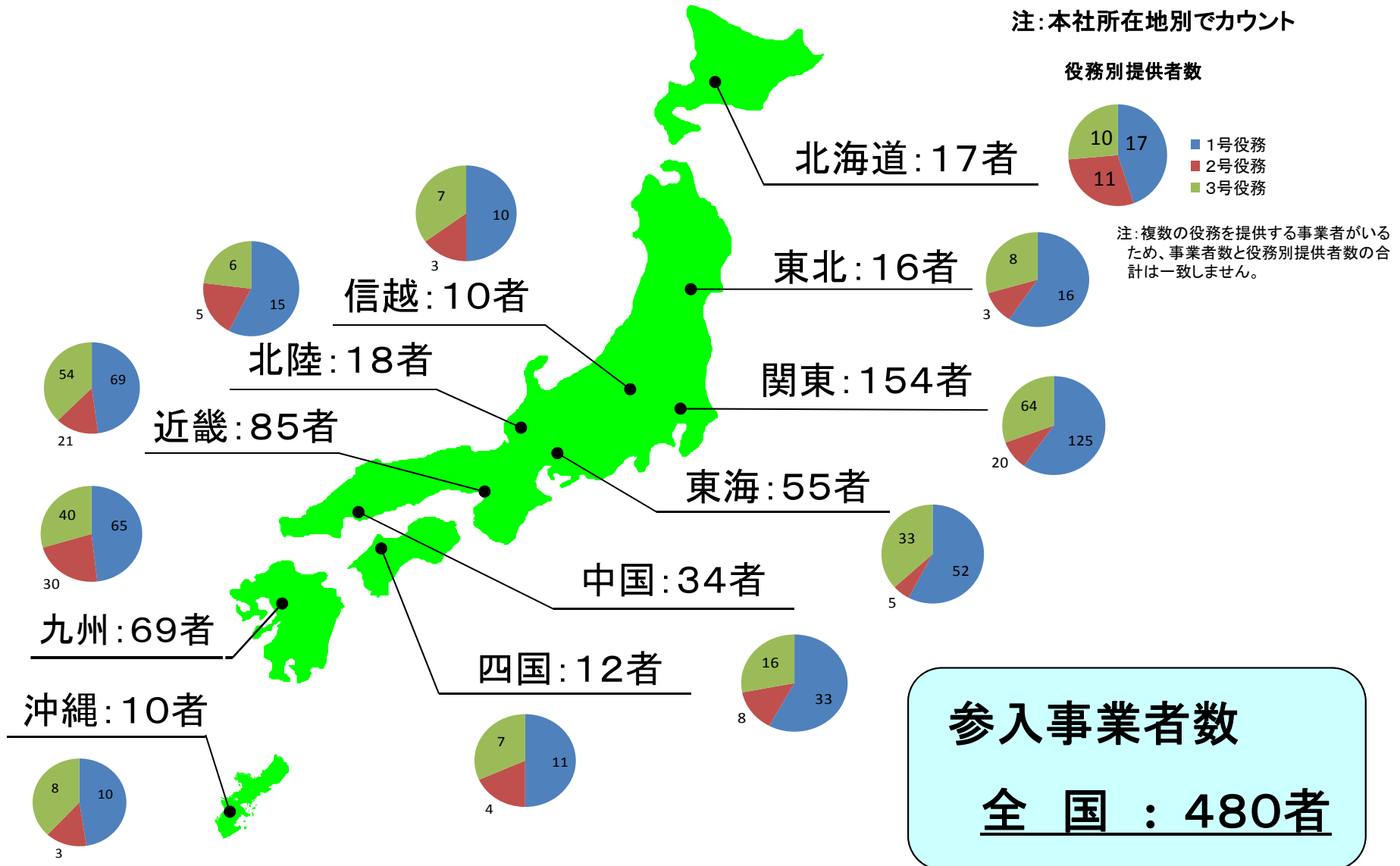
[提供区域別事業者数] (平成28年9月末現在)



地域別事業者数及び役務別提供者数

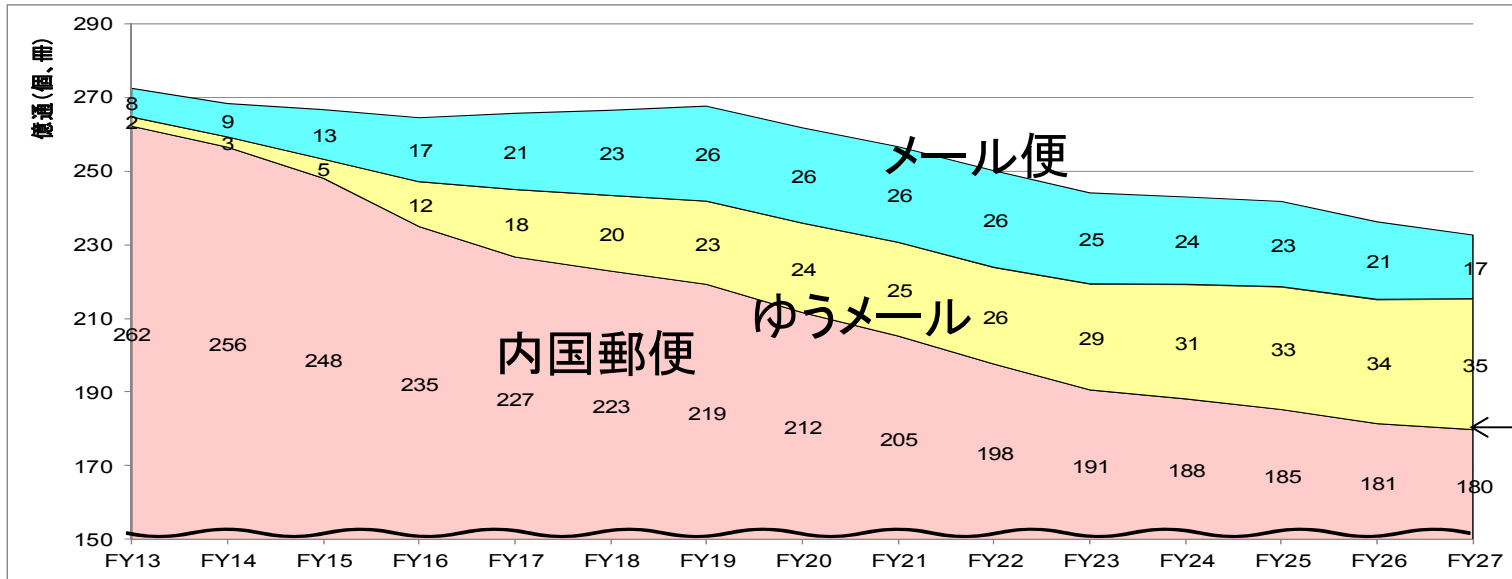
(平成28年9月末現在)

注: 本社所在地別でカウント



(参考) 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

〈書状(信書・非信書)などの合計の推移〉



(注)「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録など、比較的軽量の荷物の運送サービスのこと(日本郵便株式会社の「ゆうメール」(旧冊子小包)を除く。)

信書便

(注) 信書便は平成15年度に取扱開始

	日本郵便株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
平成13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	-	77,781	2,724,314
平成14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	-	90,702	2,683,100
平成15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
平成16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
平成17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
平成18年度	2,228,417	204,947	2,433,364	343	231,011	2,664,718
平成19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	383	257,810	2,675,999
平成20年度	2,115,874	242,489	2,358,363	425	258,417	2,617,205
平成21年度	2,052,144	254,063	2,306,207	507	259,215	2,565,929
平成22年度	1,975,794	262,158	2,237,952	628	262,106	2,500,686
平成23年度	1,905,841	287,215	2,193,056	833	246,677	2,440,566
平成24年度	1,881,439	310,124	2,191,563	1,041	237,011	2,429,615
平成25年度	1,852,462	332,421	2,184,883	1,192	231,351	2,417,425
平成26年度	1,814,204	336,194	2,150,399	1,361	210,230	2,361,990
平成27年度	1,798,100	353,940	2,152,040	1,563	172,454	2,326,057

単位: 万通(個、冊)

(出典) 日本郵政グループ報道資料、国土交通省報道発表資料等

3. 特定信書便サービスの動向

- 信書便サービスの代表的なものは6類型(公文書集配、企業グループ内便、地域内急送便、電報類似サービス、広域急送便、高セキュリティ便)、信書便サービスによるメリットの実例としては、地方公共団体等におけるアウトソーシングによるコスト削減、電報類似サービスの付加価値の多様化など

特定信書便事業における代表的なサービス

	内容	意図・要因	成果	
1号(大型)	公文書集配	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の本庁・支庁間の公文書を集配。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政経費削減 ○ 自治体区域拡大に伴う需要の増大 ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経費削減を実現。 ○ 工賃アップ(障がい者支援施設)
	企業グループ内便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業グループ内部の文書を集配。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ内アウトソーシング推進 ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アウトソーシングによる効率化。
2号(高速)	地域内急送便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書便物をバイク等で3時間以内に送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書急送需要に対応 ○ 貨物急送の経営資源を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近距離の信書急送を実現。在宅勤務の支援の可能性。 ○ 送達時間の制約がない3号への移行。
	電報類似サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慶弔電信需要の多様化に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選択肢拡大による利用者利便増大。
3号(高価)	広域急送便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書便物を一定時間以内に送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書急送需要に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中・長距離の信書急送を実現。
	高セキュリティ便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高セキュリティ対応で貨物追跡が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心・安全・確実なサービスの提供を実現。

各役務の条件

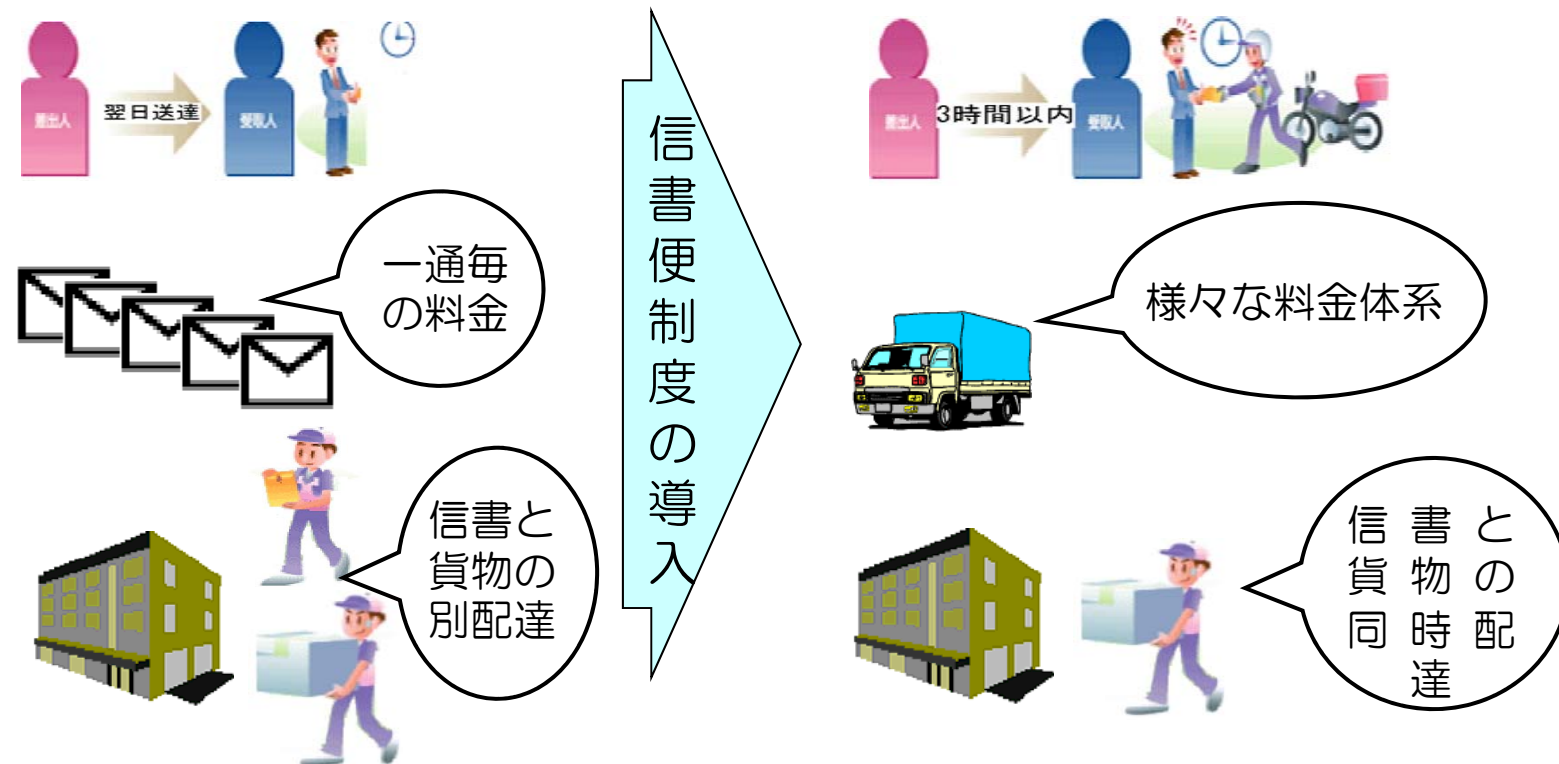
	大きさ及び重量	配達までの時間	料金	提供区域
①大型信書便役務	73cm/4kg超	—	—	—
② 3 時 間 役 務	—	3時間以内に配達	—	3時間以内に配達可能な区域
③高付加価値役務	—	—	1通800円超	—

各役務のサービス例

	主なサービス例
①大型信書便役務	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と支庁等との間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
② 3 時 間 役 務	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク便等を利用した急送サービス
③高付加価値役務	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージカードの配達サービス ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

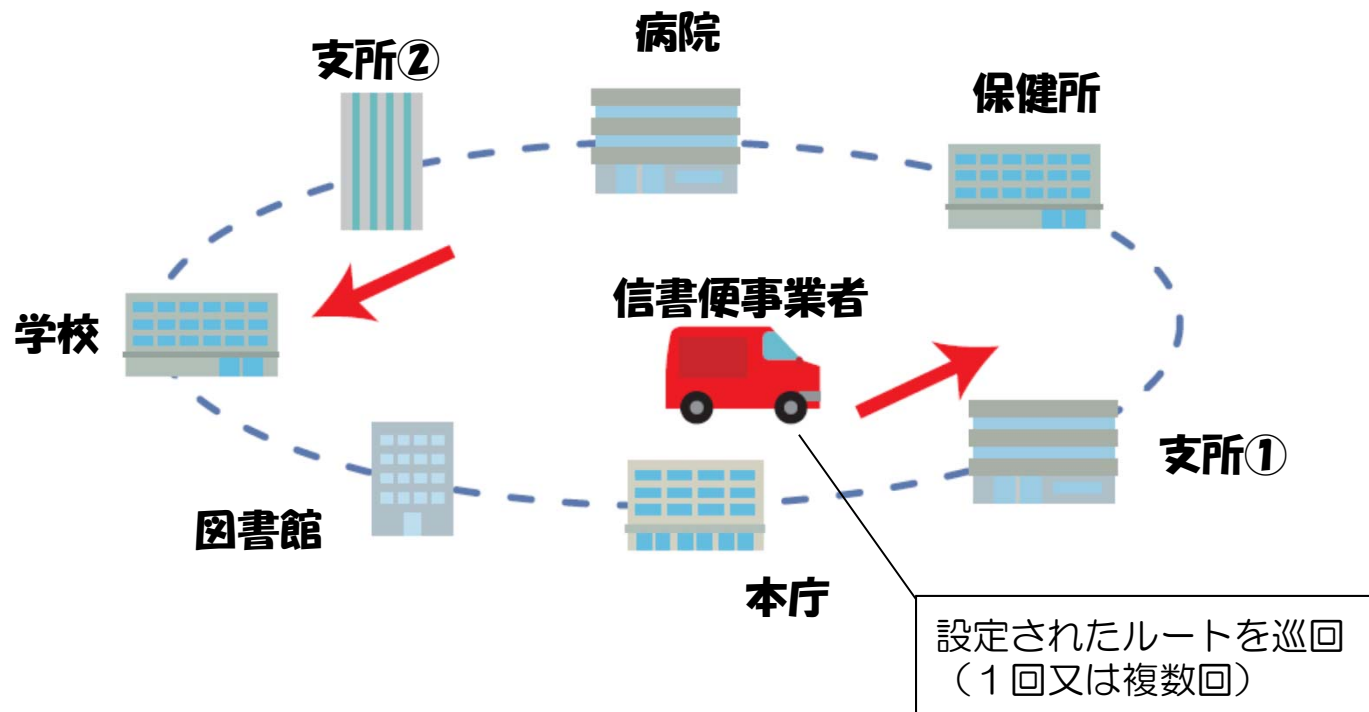
サービス導入事例

信書便制度の導入後、民間事業者の創意工夫により高付加価値・多様なサービスが提供されている。



サービス導入例①：大型信書便役務（巡回・定期集配サービス）

- 市町村合併で市域が拡大した市役所の本庁・支所等間の公文書集配業務を委託。
- 知的障がい者の工賃アップと社会訓練を目的に、市役所が社会福祉法人やNPO法人に公文書集配業務を委託。
- 企業の本店・支店間の信書の巡回・定期集配業務をアウトソーシング。



サービス導入例②：3時間役務（急送サービス）

■ バイク、自転車等による配達

信書便事業者が利用者の指定する場所に出向き信書便物を引き受けてから3時間以内に配達。

宛先の異なる複数の信書便物を差し出すことも可能。

※配達方法の特色例

- ・引受けから配達までを一人の配送員が直送するサービスで、スピードと安全性が要求される書類等の送達に利用。

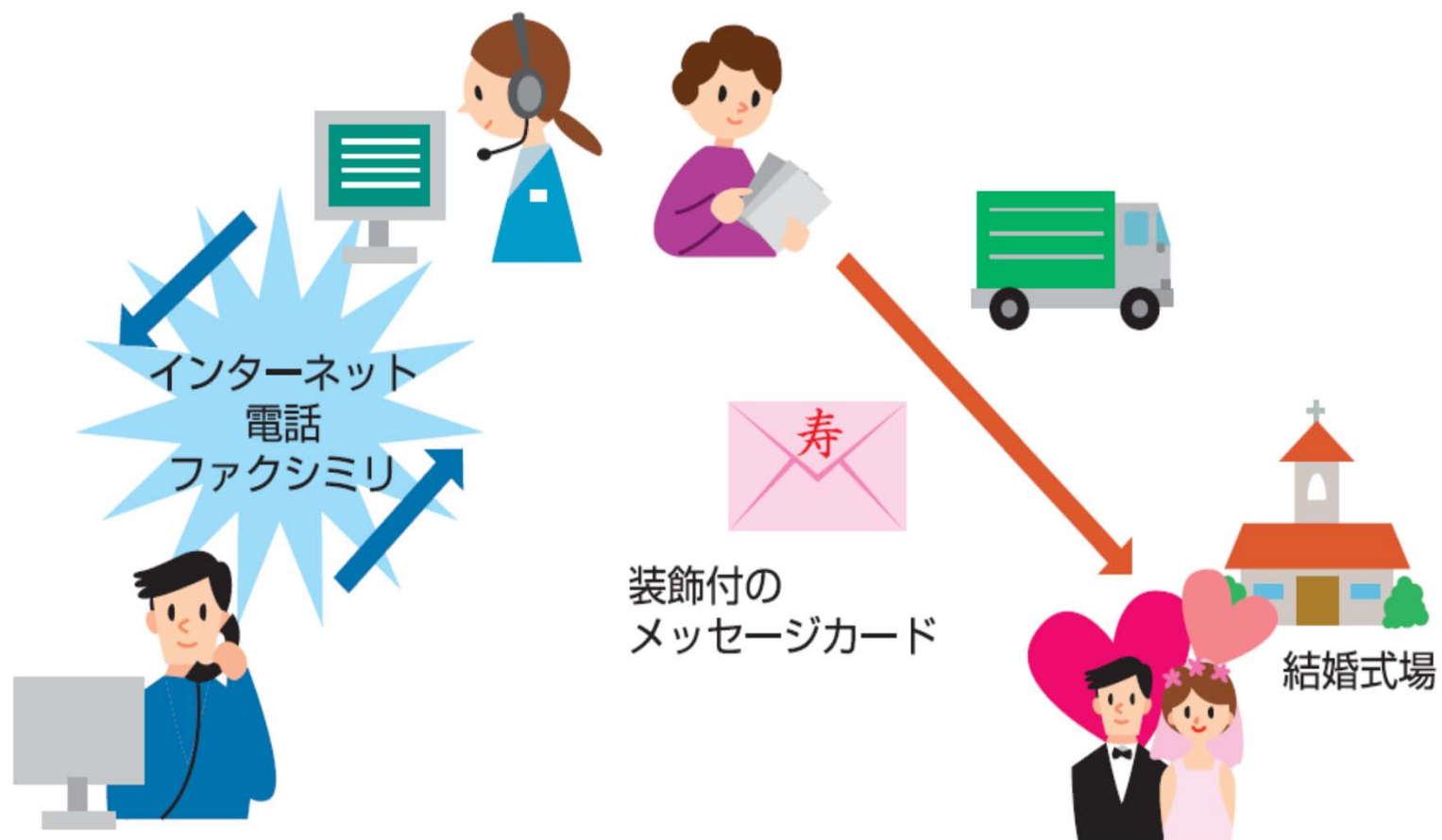
（導入事例）

都内の不動産仲介業や証券会社、広告・出版業界が、急ぎの請求書、領収書、見積書の送達にバイク便や自転車便を利用。



サービス例③：電報類似サービス（高付加価値役務）

- インターネット等で受け付けたメッセージ(通信文)を、装飾を施した台紙等に添付し、メッセージカード(信書便物)として配達



4. 特定信書便マーク

総務省は、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

- 総務省では、特定信書便事業者が信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークを制定。
- 特定信書便マークに総務省が期待するもの
 - (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
 - (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
 - (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。
- 総務省は、このマークの商標を登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用することができる。
- 平成28年9月末現在、特定信書便事業者約160者に対して使用を許諾。

[特定信書便マーク]



デザインコンセプト

○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

[使用例]

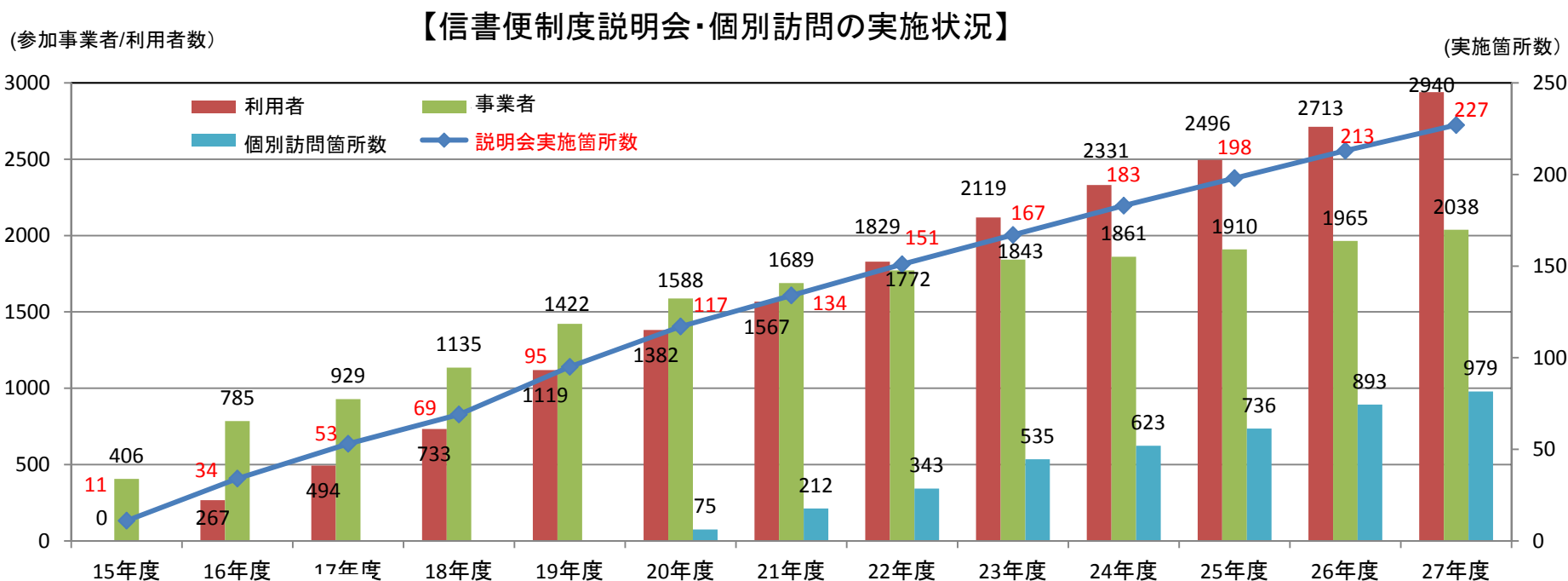


5. 総務省の周知広報活動

○ 平成28年度は、総務本省又は総合通信局等において、信書便制度説明会及び個別訪問活動、信書便年報の発行、周知用ポスター等の作成等の各種施策を実施。

(1) 信書便制度説明会及び個別訪問活動の実績

- 総合通信局等では、「利用者」や「事業者」を対象とした信書便制度説明会を開催。
- ・「利用者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業者の提供するサービスの種類や利用方法等を説明
 - ・「事業者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業を開始するための具体的な手続等を説明



平成28年度信書便制度説明会の実施状況(予定)

(平成28年10月12日現在)

主催局等	説明対象	開催日時	場所・会場
北海道総合通信局	利用者及び事業者	平成28年9月9日(金)	北海道総合通信局(札幌市)
北海道総合通信局	利用者及び事業者	平成28年11月18日(金)	道北経済センター(旭川市)
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成28年10月19日(水)	秋田県民会館分館(ジョイナス)(秋田市)
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成28年11月16日(水)	岩手県民会館(盛岡市)
関東総合通信局	利用者及び事業者	平成28年9月29日(木)	茨城県産業会館(水戸市)
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成28年6月22日(水)	まちなかキャンパス長岡(長岡市)
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成29年2月下旬	未定
北陸総合通信局	利用者及び事業者	平成28年10月5日(水)	北陸総合通信局(金沢市)
北陸総合通信局	利用者及び事業者	平成29年2月16日(木)	福井市地域交流プラザ(福井市)
東海総合通信局	利用者及び事業者	平成28年11月10日(木)	東海総合通信局(名古屋市)
近畿総合通信局	利用者及び事業者	平成28年11月11日(金)	大阪合同庁舎第1号館第1別館(大阪市)
中国総合通信局	利用者	平成28年11月24日(木)	中国総合通信局(広島市)
四国総合通信局	利用者及び事業者	第4四半期	未定
九州総合通信局	未定		
沖縄総合通信事務所	利用者及び事業者	平成28年11月18日(金)	沖縄県立博物館・美術館(那覇市)

(2) 信書制度及び信書便制度に係る周知活動(信書便制度説明会・個別訪問を除く)

- 信書制度周知用ポスターの作成・掲示
 - ・主な掲示先: 総務本省、総合通信局、地方自治体、信書便事業者、郵便局等
- 信書制度周知用チラシの作成・配布
 - ・主な配布先: 総務本省、総合通信局、信書便事業者等
- 信書便年報の作成・配布
 - ・主な配布先: 総務本省、総合通信局、地方自治体、信書便事業者等
- 「特定信書便事業のご案内」パンフレットの作成・配布
 - ・主な配布先: 総務本省、総合通信局、信書便事業者等
- 信書の定義解説DVD「知っておきたい信書のルール」

総務本省、総合通信局、信書便事業者協会、日本郵便株式会社等に配布。
総務省ホームページ、You Tubeにも動画を掲載。
- 総務省ホームページの郵政行政部のコーナーでの周知広報
- 総務省広報誌における特集記事の掲載
- 信書便事業者との意見交換会
 - ・10月27日に東京都内で実施。
- 信書便事業者協会主催の信書便講習会等での周知



信書制度周知用ポスター
(平成28年度版)



信書便年報(平成27年度版)



「特定信書便事業のご案内」パンフレット(平成27年度作成)



DVD「知っておきたい信書のルール」(平成25年度作成)

総務省HP「信書便事業のページ」のご案内①

「信書便事業」で検索してください



信書便事業

検索

(又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC). The page is titled "信書便事業のページ" (Postal Services Page). The left sidebar contains a navigation menu with categories like "郵政行政" (Postal Administration), "郵政改革" (Postal Reform), and "日本郵政株式会社" (Japan Post Co., Ltd.). The main content area is divided into sections: "制度について" (About the System), "事業許可申請に関すること" (About Business License Applications), and "統計資料" (Statistical Data). Red boxes highlight specific links: "知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～" (Rules you should know about mail - video explanation of mail definitions), "信書のガイドライン" (Mail Guidelines), and "信書便関連法令" (Postal Services Related Laws). Arrows point from these highlighted links to callout boxes on the right. The top callout box, titled "ダイレクトメール" (Direct Mail), lists rules for distribution. The middle callout box, titled "より詳しく知りたい方へ" (For those who want to know more), lists specific guidelines and laws. The bottom callout box, titled "信書便関連法令" (Postal Services Related Laws), lists various laws, orders, and regulations.

■ダイレクトメール

- ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

■その他

- ◇説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書・定款・約款・目録見書)、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

より詳しく知りたい方へ

- ・「信書に該当する文書に関する指針」(平成26年4月1日更新)
- ・「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集(平成26年5月7日更新)
- ・「信書に該当する文書に関する指針(案)」パブリックコメントにおける御意見に対する総務省の考え方

信書便関連法令

法律

- ・民間事業者による信書の送達に関する法律

政令

- ・民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令

省令

- ・民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則

訓令

- ・民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準

告示

- ・民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物
- ・信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ・一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款
- ・貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款

総務省HP「信書便事業のページ」のご案内②

「信書便事業」で検索してください



信書便事業

検索

(又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ

信書便事業のページ

制度について

- 信書便制度について
- 動画
知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～
 - ナローバンド(WMV)
 - ブロードバンド(WMV)
 - YouTube
- 信書のガイドライン
- 信書便関連法令
- 信書便事業分野における個人情報の保護について

事業許可申請に関すること

- 申請の手続について
- 信書便事業に関する申請書の索引
- 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

統計資料

- 信書便年報

その他

- 信書便事業説明会の開催について
- 信書便事業者との意見交換会
- 特定信書便マークについて
- 信書便事業者一覧

信書便事業分野における個人情報の保護について

信書便事業分野においては、憲法上の要請に基づき信書便法に規定されている信書の秘密の保護に加え、個人情報についてもその適正な取扱いを確保することが重要です。

総務省では、事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めています。

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成20年3月25日総務省告示第154号)

※ 平成20年4月1日から適用

- 本文
- 解説
- 概要
- (参考)信書の秘密と個人情報の保護について
- (参考)個人情報の種類(管理形態)と適用される義務の区分

信書便年報

○信書便年報は、民間事業者による封書やはがきなどの信書の送達事業の現状について広く国民の皆様を知っていただくために、信書便制度の概要や信書便事業の現状、信書便に関する政策などについてとりまとめたものです。

信書便年報 27	信書便年報 26	信書便年報 25	信書便年報 24	信書便年報 23
平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度

御清聴ありがとうございました。